業債第15号(例) 2022年3月23日

代理店引受金融機関本部 代 理 店

日本銀行業務局

「日本銀行代理店国債事務取扱手続」の一部改正等に関する件

「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号)が本年4月1日から施行され、民法の婚姻による成年擬制の規定が削除されることに伴い、または規程整備の観点から、標記手続(平成5年12月17日付業債第10号別冊)の一部を別紙1のとおり改正し、本年4月1日から実施するとともに、別紙2のとおり経過措置を講ずることとしましたので通知します。

- ―― 実施日前に婚姻をし、「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号)による改正前の民法第753条により成年に達したものとみなされた記名者について、行為能力に変更があった旨の申出を受けた場合には、婚姻による成年到達届等の提出を受ける必要があります。
- 一 また、実施日の際に16歳以上18歳未満の女性は、実施日以後も18歳未満で婚姻をすることができ、当該婚姻をした場合には、「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号)による改正前の民法第753条により成年に達したものとみなされるため、当該婚姻をした際に記名者である女性についても、行為能力に変更があった旨の申出を受けたときは、婚姻による成年到達届等の提出を受ける必要があります。

また、同日より、成年年齢が18歳となる点につきまして、各種請求・届出の手続を 行う際にはご留意ください。

―― 「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号)附則第2条第2項 において、実施日の際に18歳以上20歳未満の者は、本年4月1日において成 年に達するものとされています。このため、実施日の際に18歳以上20歳未満 の記名者(経過措置に記載した者を除く。)について、行為能力に変更があった 旨の申出を受けた場合には、現行の20歳に達した記名者と同様に、成年年齢到 達による成年到達届等の提出を受ける必要があります。

以 上

#### 「日本銀行代理店国債事務取扱手続」中一部改正

○ 第3編の目次を横線のとおり改める。

3 2 3 - 1 自店限りの訂正・関係先への<del>照会連絡</del> 以下略 (不変)

- 311① 印鑑票の記載例2 中「〒10022 アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市5番街653番地」を「○○○国○○ ○○ ○番地」に、「ジョン スミス」を「○○ ○○」に、「広島市中区基町8-17」を「○○市○○町○一○」に、「甲野 太郎」を「△△ △△」に、「〒10022 アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市5番街654番地」を「○○○国○○ ○○ ○番地」に、「メアリー ダニエル」を「□□ □□」に、「654 5th Avenue NEWYORK, NY 10022 U.S.A」を「○○th ○○ ○○」に、「Ms. Mary Daniel」を「□□ □□」に改める。
- 311② <u>氏名等届出書の記載例</u> 中「日本銀行○○支店」を「日本銀行○○代理店」に改める。
- 311③ 交付内訳書の例示2 中「ジョン スミス」を「○○ ○○」に、「アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市5番街653番地」を「○○○国○○ ○
  ○番地」に、「甲野 太郎」を「△△ △△」に、「広島市中区基町8-17」を「○○市○○町○一○」に、「メアリー ダニエル」を「□□ □□」に、「アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市5番街654番地」を「○○○国○○ ○○ 番地」に、「Ms. Mary Daniel」を「□□ □□」に、「654 5th Avenue NEWYORK, NY 10022 U.S. A」を「○○th ○○ ○○」に改める。
- 323-1中「自店限りの訂正・関係先への照会」を「自店限りの訂正・関係先への連絡」に改める。

- 323-2 証券・印鑑票・氏名等届出書・交付内訳書の訂正の記載例 の「印鑑票 中「北海道札幌市北区○○○○」を「○○市○○区○○○」に改める。
- 332-2④ 印鑑票の記載例 中「逗子市久木8-12」を「○○市○○区○ ○」に改める。
- 412 <u>印鑑票等取戻通知書の記載例1</u> 中「下記印鑑票」を「下記印鑑票または 氏名等届出書」に改める。
- 414-1①中「141②参照・受付証票類への代理店名などの表示」を「141 ②参照・代理店名などの表示」に改める。
- 414-1④中「または追跡番号」を削る。
- 〇 414-2①を横線のとおり改める。

# ①国債証券送付請 求書の受理など

∫ 略 (不変) ∫

- \* 略 (不変)
- 個人番号カード略(不変)
- 国民年金手帳略(不変)
- 国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の 被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保 険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の 組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証

被保険者等記号・番号等(国民健康保険法第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等、健康保険法第194条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等、船員保険法第143条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律第161条の2第1項に規定する被保険者番号等、国家公務員共済組合法第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等、地方公務員等共済組合法第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等または私立学校教職員共済法第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等をいい、QRコードを含む

<u>う</u>。以下同じ。)部分<u>(QRコードを含む。)</u>をマスキングしたものを提出すること。

∫ 略 (不変) ∫

⇒ 141②参照・<del>受付証票類への</del>代理店名などの表示 以下略 (不変)

- 414-2④中「または追跡番号」を削る。
- 414 証券類送付書の記載例2 中「同封のの」を「同封の」に改める。
- 416-2②中「被保険者等記号・番号等部分」を「被保険者等記号・番号等部分 (QRコードを含む。)」に改める。
- 416の2を横線のとおり改める。

## 416の2 委任状等の代書

記名国債証券に関する支払や各種の請求・届出にあたり、記名者(記名者の相続人・ 包括受遺者・特別縁故者を含む。以下416の2において同じ。)の手が不自由であるなど真にやむを得ない事由により、委任状、国債元利金支払票、滅紛失利賦札元利金(償還金)領収証書または各種の請求書・届書(以下416の2において「委任状等」という。)について、代理人または第三者が記名者の意思にもとづき代書を行う場合には、次のとおり取扱う。

以下略(不変)

- 421-1-1①中「141②参照・受付証票類への代理店名などの表示」を「141②参照・代理店名などの表示」に改める。
- 421-1-2①中「被保険者等記号・番号等部分」を「被保険者等記号・番号等部分(QRコードを含む。)」に改める。
- 421-1-2②中「141②参照・受付証票類への代理店名などの表示」を「1 41②参照・代理店名などの表示」に改める。

- 422-1-1①および②中「被保険者等記号・番号等部分」を「被保険者等記号・番号等部分(QRコードを含む。)」に改める。
- 422-1-1②中「141②参照・受付証票類への代理店名などの表示」を「141②参照・代理店名などの表示」に改める。
- 422-1-2①中「被保険者等記号・番号等部分」を「被保険者等記号・番号等部分(QRコードを含む。)」に改める。
- 422-1-2②中「141②参照・受付証票類への代理店名などの表示」を「1 41②参照・代理店名などの表示」に改める。
- $\bigcirc$  422-2②**9**を横線のとおり改める。
  - 9 新記名者が未成年者のとき
  - 略 (不変)
  - 未成年者が婚姻したときは、これによって成年に達したものとみなされるので、 単独で請求できる。(民法第753条)

以下略(不変)

- 423-1-1③中「141②参照・受付証票類への代理店名などの表示」を「1 41②参照・代理店名などの表示」に改める。
- 423-1-2①中「被保険者等記号・番号等部分」を「被保険者等記号・番号等部分(QRコードを含む。)」に、「新記名者」を「記名者」に改める。
- 423-1-2③中「141②参照・受付証票類への代理店名などの表示」を「141②参照・代理店名などの表示」に改める。
- 423-3-1①中「141②参照・受付証票類への代理店名などの表示」を「141②参照・代理店名などの表示」に改める。
- 423-3-2①中「被保険者等記号・番号等部分」を「被保険者等記号・番号等部分(QRコードを含む。)」に、「629参照」を「429参照」に、「141②参照・受付証票類への代理店名などの表示」を「141②参照・代理店名などの表示」に改める。

- 423-3-2② 証券受領書の記載例 中「鹿児島市大竜町12」を「○○市○○町○○」に改める。
- 423-3 請求書の記載例 中「横須賀市衣笠栄町2-5」を「○○市○○町○-○」に、「0468-22-1234」を「○○○○-○○○○」に改める。
- 423-6-1②中「141②参照・受付証票類への代理店名などの表示」を「1 41②参照・代理店名などの表示」に改める。
- 423-6-2②中「141②参照・受付証票類への代理店名などの表示」を「1 41②参照・代理店名などの表示」に改める。
- 424の あらまし 中「●請求書の記載事項」を「●請求書の記載要項」に改める。
- 424-1②中「141②参照・受付証票類への代理店名などの表示」を「141 ②参照・代理店名などの表示」に改める。
- 424-2①中「被保険者等記号・番号等部分」を「被保険者等記号・番号等部分 (QRコードを含む。)」に改める。
- 424-2②中「141②参照・受付証票類への代理店名などの表示」を「141 ②参照・代理店名などの表示」に改める。
- 425①および②中「被保険者等記号・番号等部分」を「被保険者等記号・番号等 部分(QRコードを含む。)」に改める。
- 425②中「141②参照・受付証票類への代理店名などの表示」を「141②参 照・代理店名などの表示」に改める。
- 426-2①および②中「被保険者等記号・番号等部分」を「被保険者等記号・番号等部分(QRコードを含む。)」に改める。

○ 427-1①を横線のとおり改める。

#### 1)受付

- 略 (不変)
  - 略 (不変)
  - 略(不変)
    - \* 略(不変)
    - 個人番号カード略(不変)
    - 国民年金手帳略(不変)
    - 国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証

被保険者等記号・番号等部分<u>(QRコードを含む。)</u>をマスキングしたものを提出すること。

∫ 略 (不変) ∫

	必 要	書類
届出の理由	届書	添 付 書 類
		⇒ 略(不変)
● 未成年者であった記名者		〇 略(不変)
が成年に到達したとき		○ 記名者が成年に到達した
	∫ 略(不変) ∫	旨(未成年者が婚姻したとき
未成年者が婚姻し改姓しな		は、その旨)の事実が確認で
<del>いときを含む。</del>		きる戸籍謄(抄)本または住
→ 改姓するときは42		民票 (写)
<del>2参照</del>		* 略 (不変)

以下略(不変)

○ 427-1②中「被保険者等記号・番号等部分」を「被保険者等記号・番号等部分 (QRコードを含む。)」に改める。

- 427-1②中「141②参照・受付証票類への代理店名などの表示」を「141 ②参照・代理店名などの表示」に改める。
- 427-2①を横線のとおり改める。

#### ①受付

- 略 (不変)
  - 略 (不変)
  - 略 (不変)
    - \* 略(不変)
    - 個人番号カード略(不変)
    - 国民年金手帳略(不変)
    - 国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員共済組合の組合員証または私立学校教職員共済制度の加入者証

被保険者等記号・番号等部分<u>(QRコードを含む。)</u>をマスキングしたものを提出すること。

∫ 略 (不変) ∫

	必 要	書類
届出の理由	届書	添 付 書 類
		⇒ 略(不変)
● 未成年者であった記名者	∫ 略(不変) ∫	〇 略(不変)
が成年に到達したとき		〇 略(不変)
		○ 記名者が成年に到達した
未成年者が婚姻し改姓しな		旨(未成年者が婚姻したとき
<del>いときを含む。</del>		は、その旨)の事実が確認で
→ 改姓するときは42		きる戸籍謄(抄)本または住
→ 2参照		民票 (写)
		* 略 (不変)

以下略(不変)

- 427-2②中「141②参照・受付証票類への代理店名などの表示」を「141②参照・代理店名などの表示」に改める。
- 427の2-1①および②中「被保険者等記号・番号等部分」を「被保険者等記号・番号等部分(QRコードを含む。)」に改める。
- 427の2-2①中「被保険者等記号・番号等部分」を「被保険者等記号・番号等部分(QRコードを含む。)」に改める。
- 428-3②中「被保険者等記号・番号等部分」を「被保険者等記号・番号等部分 (QRコードを含む。)」に改める。
- 500④中「141②参照・受付証票類への代理店名などの表示」を「141②参 照・代理店名などの表示」に改める。
- 620⑥中「141②参照・受付証票類への代理店名などの表示」を「141②参 照・代理店名などの表示」に改める。
- 730⑥中「141②参照・受付証票類への代理店名などの表示」を「141②参 照・代理店名などの表示」に改める。
- 742②中「141②参照・受付証票類への代理店名などの表示」を「141②参照・代理店名などの表示」に改める。
- 751③中「被保険者等記号・番号等部分」を「被保険者等記号・番号等部分(QR コードを含む。)」に改める。

### 経過措置

- 次の記名者について、行為能力に変更があった旨の申出を受けた場合には、実施日 以後も、婚姻による成年到達届等の提出を受け、記名者の行為能力に関する届出にか かる手続を行う (注)。
- (注) 「民法の一部を改正する法律」 (平成30年法律第59号) 附則第2条第3項および第3条第 2項に対応するもの。
- 1. 実施日前に婚姻をし、「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号)による改正前の民法第753条により成年に達したものとみなされた記名者
- 2. 実施日の際に16歳以上18歳未満の女性で、かつ、実施日以後に婚姻をし、「民 法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号)による改正前の民法第753 条により成年に達したものとみなされた記名者